

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」については鎌倉市の公立保育園5園は共通に作成されています。2018年度の保育指針の改定に伴ない、園長、副園長を中心に見直し、確認を行いました。見直しについては改定後の保育指針や保育目標、地域性に基づいています。</p> <p>この原案を基に保育に携わる全職員の意見を取り入れ最終的に正規職員で作成しています。一年間保育を進めていく中で年度末に職員全体の反省を突き合わせて次年度の計画に反映しています。このようにして定期的に保育の実践、子どもの心身の発達や家庭、地域の実態を考慮して評価、反省を行い次年度の作成に活かしています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>生活にふさわしい場として、毎日室温、湿度を幼児は1回、乳児は2回チェックし記録しており、湿度調節は霧吹きや濡れタオルをかざすなど環境整備を行っています。換気については24時間換気システムを使用して適切な状態に保持しています。寝具の衛生管理としては定期的に布団乾燥を業者に依頼して行っています。</p> <p>家具や遊具はささくれや突起部分でのけがに繋がらないように対処しています。遊びの空間づくりとしては乳児クラスでは畳のマットコーナーを設けてくつろげる場所づくりをしています。幼児クラスではコーナー分けやマットで床の色を変えるなどの工夫をしています。食事や睡眠の生活空間づくりとしては限られた保育室のスペースの中で食事を終えて布団を敷いたり、動線の工夫や生活時間の工夫等で子どもが心地よく過ごす事の出来る環境づくりを行っています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの家庭環境、発達状況など一人ひとりの子どもの個人差を十分把握して保育を行っています。乳児及び配慮が必要な子どもは個人指導計画を立て、子どもの状態に応じた保育を進めて必要に応じて専門機関と連携をとっています。子どもが安心して自分のありのままの気持ちを表現できるように子どもの気持ちを受容し信頼関係が持てるよう配慮して対応しています。その中で自分を表現するのが苦手な子や十分でない子どもについては場面や状況に合わせて表情や態度からも気持ちを汲み取るようにしています。</p> <p>子どもに分かりやすい言葉遣いを心掛け、特に危険な場面や叱る場面ではメリハリをつけた言葉で伝えています。そして極力せかす言葉や制止する言葉、否定的な言葉を使わないように肯定的な言葉を使うように心がけています。これらの事は「保育に向けて」のマニュアルに記されており年度始めに確認が行われています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが成長に合わせて基本的な生活習慣を身につけていけるように個々の発達状況、成長に沿って指導計画をたて職員全体で関わっています。自分でやろうとする気持ちを何より大切にして援助しています。食事や睡眠、排泄などの基本的習慣については生活リズムと大きく関係をするので子どもの健康状況や活動と休息のバランスが保たれるように進めています。トイレトレーニングでは尿意をみて身振りや言葉で伝えようとする姿を見逃さずトイレに誘っていくなどして、基本的な生活習慣を身につけていけるように働きかけています。</p> <p>年齢に合わせて視覚的にも分かりやすいようにイラストや立ち位置の足形の工夫や紙芝居、年齢に合わせた絵本などを用いて伝えています。子どもが理解できるように年齢や発達に合わせて働きかけをしています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが自主的、主体的に生活や遊びが出来るように、例えば自分で靴や帽子の収納場所が分かるようにマークを付けたり、子ども自ら玩具を出し入れしやすいように空箱を活用した手作り玩具入れや自由画帳の用意など環境を整備しています。夏祭りでは子どもたちのアイデアで空箱などを使って焼きそば屋になるなど遊びを自発性の発揮に繋げて、年齢に合わせた遊びや選択肢が得られるよう環境を作っています。</p> <p>遊びや生活を通して社会的なルールや子ども同士の関わりの中で職員が仲立ちとなり働きかけルールを伝えたり、相手の気持ちに気づけるように年齢に応じた声掛けをしています。園庭遊びや保育園周辺にある小高い里山や公園への散歩を多く取り入れ自然に触れ、体を沢山動かす事を多くしています。散歩では地域の人と挨拶を交わし、触れ合いをもっています。このようにして子どもの生活や遊びが主体的に活動できるよう環境を整えています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>0歳児が長時間過ごす事に適した生活と遊びの環境づくりとしては畳スペースの活用でゆったりできる場を作り、パーティションで生活と遊びの環境を必要に応じて区切って工夫しています。個々の様子を保護者と連携して、子どもが安心して過ごせるように子どもの気持ちに寄り添い、応答的な関わりで職員と愛着関係が持てるように保育をしています。アレルギー児や不安な様子が見られるなど、子どもの状況に応じて担当制を取り入れる場合もあります。</p> <p>0歳児の発達過程に応じて玩具を入れ替えたり、引っ張る、つまむ等指先が十分使えるように職員が手作り玩具も作っています。安全に配慮して探索活動を十分にできるように遊びを意識して取り入れています。24時間サイクルを考慮に入れ、園と保護者と連携を密にするため連絡帳の活用や送迎時のやり取りでもコミュニケーションを大切にして保育しています。</p>		

【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達状況に応じて、自分でしようとする気持ちを大切にしながら見守る時間を作り、1歳から3歳未満児の自我の芽生え、自己主張の成長を受け止めて、関わりをもって保育を行っています。遊びと生活コーナーに分け、落ち着けるコーナーも作っています。園内の安全確認をして探索活動が十分にできるようにそして自発的に遊びもできるように環境設定をして職員が関わっています。自分の気持ちを十分に言葉にできない年齢なので保育士は子どもの気持ちを代弁したり、友だちとの関わりの中を仲立ちをしています。幼児組の子どもが面倒をみる場面もあり、大きいクラスの姿やしぐさを真似したりして関わっています。保護者とは連絡帳や、送迎時のやり取りで子どもの状況を伝え、家庭と連携を図っています。</p>		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>3歳児の保育では見立て遊びからごっこ遊び、しりとり、クイズ遊び等興味、関心を持つ活動や好きな遊びを一緒に行い遊びが広がるように関わっています。4歳児は集団の中で自分の力を発揮できるよう鬼ごっこなど集団遊びや、制作が好きで卒園児のお別れ会用装飾作りも楽しみ、元気に戸外遊びを楽しんでいます。5歳児は集団の中で友だちと協力してひとつの事をやり遂げる遊びや、小高い山の散歩に出かけたくさん歩き、竹馬、こま、あやとり、お手玉等の昔からあるわらべ遊びも多く取り入れています。</p> <p>感染予防の為、今は控えています。例年幼児クラスを3グループに分け週1回縦割り保育も行っています。園だよりや掲示板で日々の子どもの様子を保護者に伝え、地域に対しては制作物の紹介やパネル展示で保育園を紹介しています。小学校へは交流を通して保育園の活動も伝えています。このように年齢によって色々な活動が出来るよう遊びの環境を整え保育を行っています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備としては危険のないように柵等を設けて安全に配慮しプライベートな空間づくりをしています。障害児がいるクラスは指導計画を考慮に入れて個別指導計画を作成し、担任と加配職員で連携をもち子どもの状況に応じた保育を行っています。子ども同士の関わりでは並び順やグループ分けを工夫したり、職員が間に入り子ども同士の関わりが持てるように友だちからの声掛けも促して共に成長できるように配慮しています。</p> <p>保護者とはこまめにやり取りをしており、個人面談では園、保護者との面談だけでなく必要に応じて保健衛生任用職員も同席してもらい連携をしています。発作時の対応としては医療機関や消防とも連携をとっています。配慮が必要な子どもに対しては巡回療育相談で助言や指導を受けています。職員は障害のある子どもについての研修を積極的に受講して、必要な知識や情報を職員に報告し園内研修も行っています。</p>		

【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>鎌倉市立保育園は17～18時までが長時間、19時までが延長保育時間で現在5～6名が利用しています。子どもにとって負担にならないように保育活動や子どもの様子を考慮して日中の保育との連続性が持てるように保育を工夫しています。一日の疲れも出てくる時間帯なので家庭的でゆったり穏やかに過ごせる環境づくりとして保育室を変え、集団が小さくなるように配慮しています。朝夕の子どもが少ない時間帯は合同保育の形態をとって保育しているのでそれぞれの年齢の遊びが保証できるようにコーナーを分けたり、提供するおもちゃや遊びを工夫しています。家庭での夕食に支障のないように2種類の菓子と飲み物の補食提供をしています。長時間担当の職員への伝達の引き継ぎや保護者への連絡など担当の保育士との連携が十分に取れるように配慮しています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>小学校との連携や就学を見通した保育計画については「全体的な計画」の中で小学校との連携の項目があり、それに基づいて年間計画、月間指導計画に下ろして保育を行っています。交流では学校案内や似顔絵を描いてもらったり、授業の様子を見学しています。就学前健診を通じて子どもが小学校の生活の様子を知り、期待や見通しを持てるよう声掛けを行っています。保護者にはクラス別懇談会で小学校交流の様子を伝え、就学前健診を通して見通しが持てるように働きかけています。小学校教員との意見交換として鎌倉市教育センターの幼児教育研究協議会と合同研修を行っています。5歳児のクラス担任と小学校の教員との引き継ぎでは直接やり取りするとともに保育所児童保育要録を作成しています。要録の作成にあたっては担任、園長、副園長を中心に入園からの発達やクラスでの様子を基に作成しています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの保健に関する計画として「保健計画」を作成しています。月2回保健衛生任用職員が来園し、計測や子どもの様子を保健指導日誌に記録し、年4回保健だよりを発行しています。体調変化やケガについてはその状態により降園時に保護者に伝えていますが、37.5度以上発熱の場合や受診が必要な怪我の場合は保護者に連絡を入れています。感染症の病後は登園届の提出をしてもらい対応しています。その他病気、けが観察シート、処置記録を用いて記録し事故報告書、ヒヤリハット報告を全職員に伝え再発防止に努めています。児童票や健康管理表の記入を保護者に依頼し、年度末に保護者に戻し追記、更新を依頼しています。そして日々連絡帳や直接のやり取りを通して子どもの健康にかかわる情報が得られるように努めています。乳幼児突然死症候群予防の為0歳児5分、1歳児10分、2歳児15分毎に睡眠時間安全確認表を使用して呼吸などの状態を確認し、必要な取り組みを行っています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>健康診断は年2回、歯科検診は年2回、耳鼻科と眼科は年1回全園児対象、尿検査は4、5歳児対象で年1回、視力健診は4歳児対象で年1回行われています。健診結果は個別の健康管理状況に記録し、必要に応じて朝の打ち合わせや職員会議の中で周知されています。併せて健診結果は保護者に伝えており、家庭でも取り組める健康についての内容なども伝えていきます。「年間保健計画」を基に健康に関して指導計画に反映させており、保健衛生任用職員による指導も行われています。歯科検診を活用して歯磨きの大切さ等については年齢に応じた取り組みを行い保健に関する計画に反映させて保育が行われています。</p>		

【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患のある子どもに対して「アレルギー対応ガイドライン」を基にして、個々の子どもの状況に応じた保育を行っています。アレルギーのある子どもについては保護者からの依頼により医師からの指示書のもとにエピペンを預かっています。熱性けいれんのある子どもは一覧表を作り、事務室に掲示して1日3回検温し、子どもの状況に応じた対応をしています。</p> <p>アレルギー献立表は保護者、担任、調理員、園長、栄養士で確認して食事提供しており、保護者との連携を密にしています。アレルギー食については主に代替食で対応し除去食や代替えが無理な時は家庭から持参してもらっています。食事提供時は調理員、担当職員で確認してから食事を受け取り、担当同士で再度確認しています。専用の台ふきを使いネームプレートを付けた個別トレイ、別食器で提供しています。職員は栄養士主催の外部アレルギー研修や栄養士、保健衛生任用職員から知識、情報を得ています。</p>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>子ども達が食事を通して豊かな経験ができるよう「年間食育計画」があり、5歳児は調理保育や野菜育てなど「調理保育計画」をたてています。これらを指導計画に位置付け、行事食、旬の食材で季節感や伝統文化に触れる取り組みを行っています。子どもが楽しく食事できるように感染に気を付け環境を工夫しています。離乳食は4段階、乳児食、幼児食の提供があり、発達に合わせ介助や声掛けを行っています。同じ様に食器も発達に応じた陶器の食器を使用しており、食欲や個人差に応じて調整皿を用意して量の加減や好き嫌いに合わせ、食事量を把握して調整を行っています。</p> <p>子どもが食に関して関心が深められる取り組みとして調理員、栄養士の各クラスの巡回、食育指導、食に関しての絵本、紙芝居の活用もしています。例年は保育参観時の試食会、サンプルの展示、献立表の配布、懇談会などを通じて家庭とも連携を図っています。</p>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもがおいしく安心して食べる事が出来る食事提供として4段階の離乳食、アレルギー食、乳児、幼児食、必要に応じて刻みを入れる等、体調や発達状況を配慮して提供しています。旬の食材や地場野菜等や鎌倉発祥のけんちん汁等季節感のある献立、地域の食文化の献立なども取り入れています。保存食の実施、園長による検食、残食量の記録等は給食日誌に記録しており、献立、調理の工夫に役立っています。</p> <p>給食検討委員会や給食調理業務委託打ち合わせも行っています。本庁在籍の栄養士の月1回の定期的な巡回日もあります。調理員や栄養士、担任間で離乳食や喫食状況を月末に確認しています。又調理員、栄養士は各クラスをまわり子どもの喫食状況を見る機会を設けています。特に5歳児については栄養士による食育指導も行っています。「給食マニュアル」、「運営の手引き(給食)」に基づき、衛生管理の体制が出来ており衛生管理を適切に行っています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>家庭との日常的な情報交換は連絡帳や掲示板、園だよりの配布等で園やクラスの様子を伝えています。また送迎時を中心に直接話すことでコミュニケーション、連携を図っています。保育活動の目的や保育内容については「全体的な計画」の掲示、年間行事予定表の配布や年2回の保育参観や年3回の懇談会、必要に応じて個人面談等で理解を得る機会を設けています。</p> <p>保護者と子どもの成長を共有出来るよう夏祭り、運動会、生活発表会等保護者参加の行事や親子同士の交流会を年1回行っています。朝の打ち合わせ、職員会議、日誌、子どもの姿、怪我や発熱などの処置記録、経過観察ノート、事故報告書、保護者からの意見受付簿など、家庭の状況の情報については記録をし職員間で共有しています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者支援については一日の保育の様子を伝える掲示板、連絡帳、送迎時のやり取り等でコミュニケーションを図り、保護者との信頼関係を築くよう取り組みを行っています。保護者からの相談に対しては連絡帳や口頭での相談はすぐに対応しており、必要に応じて個人面談や育児相談、療育相談にも繋がっています。就労などの相談については個々の事情に応じてケースワーカー、こども相談課、児童相談所などと連携し相談に応じられるような取り組みを行っています。</p> <p>保育所の特性を活かした相談内容については栄養士、保健師による巡回指導、個別療育、児童相談所等の各機関へ繋げる事が出来ます。園長、副園長の助言、職員会議、朝の打ち合わせやケース会議での助言等など職員間でも相談しやすい体制が出来ています。これらの相談内容に合わせた記録書式に記録して継続した子育て支援に繋がっています。</p>		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>毎日の登園時の視診を行う中で子どもの心身の状態、家庭での養育の状況、個人面談、虐待早期発見チェックシートの活用等で虐待の兆候を見逃さないように把握に努めています。鎌倉市では要保護児童対策地域協議会を設け、児童相談所職員、こども相談課、ケースワーカー、園長が連絡を取り合って情報を共有しています。</p> <p>子どもや保護者の日々の様子から虐待に繋がる恐れがある場合には園内の会議、ケースワーカー、保育課長、関連機関に連絡を取り、対応を協議する体制もできています。これらは「鎌倉市子ども虐待対応マニュアル」に基づいています。マニュアルに基づいた職員研修は園内研修として実施して全職員に周知しています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>保育士等は日々の保育実践の振り返りとして職員間の話し合いを通じて「全体的な計画」を基に、年間指導計画、月間指導計画、週日案計画、日誌に自らの評価、反省を記録して保育の振り返りを定期的に行っています。自己評価にあたっては子どもの活動内容やその結果だけではなく、子どもの心の育ちや意欲や取り組みの過程についても考慮しています。</p> <p>職員会議では日常の保育や行事の取り組みの確認、反省を行う中で学び合い、意識向上につなげています。全職員に対しては8月、12月、3月の年3回の自己評価を行い、さらに正規職員は年1回自己評価後にフィードバックも行っています。更に専門性の向上に向けて、研修に参加して研修内容を報告し合っています。年1回、保育園の自己評価を行い保育所全体の保育実践の評価に繋がっています。</p>		

第三者評価結果

a

b

c